

“ 農地・水・環境保全 ” 水土里のネットワーク通信

第52号
2012. 2. 1発行
島根県農地・水・環境保全協議会

次期対策に向けての詳細が明らかに

ネットワーク通信でもお伝えしていますが、次期対策に向けて「共同活動支援の事務の簡素化」、「向上活動支援の取組の拡充」、「集落を支える体制の強化」等が図られます。

共同活動支援

【平成 24 年度～平成 28 年度】

■活動項目、活動要件（右表参照）

◆実施できる活動は現行と変わりは
ありません。

◆施設やテーマの区分が整理・統合され仕組みが簡素化されました。

◆基礎活動

技術研修について協定期間内に 1 回以上、実践活動は「点検及び機能診断」等に基づいて全ての活動を実施することが要件です。

◆農村環境保全活動

計画策定、啓発・普及、実践活動でそれぞれ 1 項目（合計 3 項目）以上の実施が要件となっています。

■支援単価について

	継続地区	新規地区
田	3,300円/10a	4,400円/10a
畑	2,100円/10a	2,800円/10a
草地	300円/10a	400円/10a

継続地区

- ・共同活動を 5 年間以上実施した地域
- ・向上活動に取り組む地域（平成 24 年度新規地区を含む）

新規地区

- ・平成 24 年度から共同活動のみ取り組む地域
- ・共同活動実施期間が 5 年未満で向上活動に取り組まない地域（5 年経過した地区は継続単価となります）

活動項目の整理・統合

		活動項目	活動の要件	
基礎活動	実践活動	点検・機能診断	毎年 1 回以上	
		計画策定	毎年 1 回以上	
		機能診断・補修技術等の研修（補修技術、事務処理の研修など）	協定期間内に 1 回以上	
	実践活動	農用地	遊休農発生防止のための保管理	活動の計画に定めた対象となる施設について、全ての実践活動を年 1 回以上実施 但し、点検・機能診断により実施する必要がないと判断した項目については、活動を実施したものとみなします（現行の●と同様）
			畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	
			畦畔・農用地法面等の補修	
			施設の適正管理（鳥獣害防護柵の補修など）	
			異常気象時の対応	
		水路（ハイライン）	水路の草刈り	
			水路の泥上げ	
			水路の適正管理（水路本体、水路法面の補修など）	
		農道	付帯施設の適正管理（ゲートなど保守管理）	
			異常気象時の対応	
			路肩・法面の草刈り	
ため池	側溝の泥上げ			
	農道の適正管理（砂利補充、農道法面の補修など）			
	付帯施設の適正管理（側溝の補修など）			
	異常気象時の対応			
	ため池の草刈り			
ため池	ため池の泥上げ			
	堤体の適正管理（遮水シート、堤体の補修など）			
	付帯施設の適正管理（ゲート、管理道路の補修など）			
	異常気象時の対応			

		活動項目	活動の要件
農村環境保全活動	実践活動	計画策定	毎年 1 回以上
		啓発・普及（広報・啓発活動、地域住民との交流活動・学校教育との連携など）	毎年 1 回以上
	実践活動	農業用水の保全（水質のモニタリングなど）	選択したテーマについて、毎年 1 回以上の取組を実施
		農地の保全（農用地からの風塵の防止活動など）	
		地域環境の保全（生き物調査、施設への植栽活動など）	

：現行の必須項目

：現行の基礎部分の項目

：現行の農地・水向上活動及び農村環境向上活動の実践活動の項目

■ 交付金の繰越について

次年度への繰越は可能です。ただし、平成28年度末時点の残金は返還となります。



■ 規約・協定について

意志決定ルール等を一層明確化した規約を作成し、原則として5年間の協定を市町村と締結します。

※平成20年度以降に取組を開始した組織については、改めて協定を締結する際に、協定期間を一期対策の協定の残期間か平成24年度からの5年間にするか選択が可能です。

■ 平成24年度当初の活動について

平成24年度からも継続される組織については、4月1日からの共同活動は交付金の対象となります。活動の記録を取っておいてください。

向上活動支援

【平成28年度まで延長】

【施設の長寿命化のための活動】（継続）

■ 支援単価について

田	畑	草地
4,400円/10a	2,000円/10a	400円/10a

【高度な農地・水の保全活動】（新規）



■ 活動内容について

◆水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全を行うもので、専門家の指導など高度な技術が求められる活動です。
（水田魚道の設置による生物多様性の保全活動等）



例：水田魚道の設置

■ 支援単価について

取組に応じた合計ポイントにより500～2,000円/10a（一組織200万円が上限）

※平成19年度から5年間共同活動に取り組みされた組織については、共同活動支援交付金を受けないで「施設の長寿命化のための活動」、「高度な農地・水の保全活動」に取り組むことができます。

集落を支える体制の強化

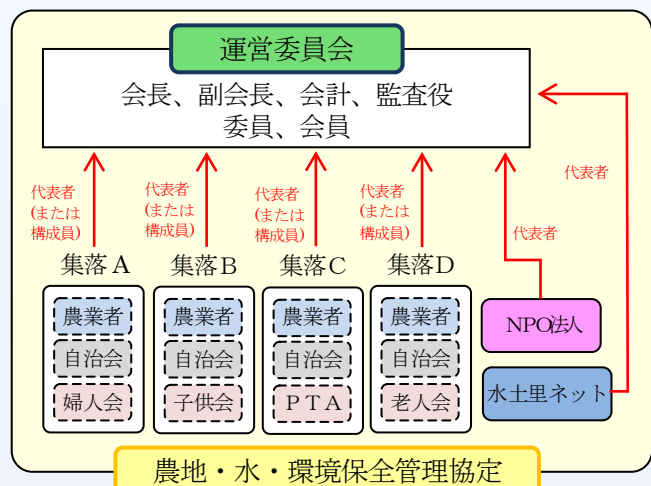
【農地・水・環境保全組織】（新規）

■広域エリア（200ha以上）や旧市町村（昭和25年2月1日時点の市町村）単位で取り組む場合は、農地・水・環境保全組織の設立が必要となります。

この場合、組織の運営に関する意志決定機関として、集落や参加団体を代表する「運営委員会」を設置します。（既に広域で取り組まれている組織も対象となります）

■ 支援単価について

40万円/組織（設立時のみ）



今後のスケジュール

○市町村単位の関係者への説明会（平成24年2月～3月）

○採択申請（平成24年4月～6月末）（9月末まで延長可能）

※ご不明な点がございましたら、市町村、協議会事務局へご相談ください。

～実施状況調書 様式等の変更について～

○共同活動支援交付金の今年度提出する実施状況調書（参考様式第22号）は、支出の部の費目名「5 次年度繰越」を「5 交付金残額」に変更してください。

		金額(円)
1 日当	1 日当	
2 購入・リース費	2 購入・リース費	
3 委託費	3 委託費	
4 その他	4 その他	
5 次年度繰越	5 交付金残額	
合計	合計	

様式は県協議会のホームページからダウンロード出来ます。



○先進的営農活動支援：基礎支援の廃止に伴い、実施状況調書（参考様式 59 号）及び添付様式が変更になっています。

「しまねオーガニックフェア」開催 ～ゆうきでつながる、おいしい生活～

農薬や化学肥料を使わない有機農業でつくった農産品等を紹介する「第1回しまねオーガニックフェア」が12月10日、くにびきメッセ大展示場であり、県内外から約3,600人の方々が訪れました。



会場の様子

フェアには、島根県内で有機農業等に取り組む生産者や加工業者、NPO法人等38団体が出展しました。米、野菜などの農作物から、お茶、ジャムといった加工品まで、さまざまな有機農産品の展示・販売が行われ、各ブースでは、農産品を手にとって、有機農業について熱心に質問したりする来場者の姿が見られました。

会場の一角では、子供たちを対象にした味覚教室、農業や食、環境をテーマにした映画上映もあり、農業について、より深く学ぶ機会にもなりました。

家族連れや消費者の方々の参加が多く、環境にやさしい農業への関心の高さが感じられました。出展された農家の方々も、共通の目的意識をもって努力している仲間と出会い、刺激を受けるイベントとなったようです。



知事から有機農産品を手渡される参加者（大抽選会の当選者）

平成23年度から始まった環境保全型農業直接支援対策では、有機農業に取り組まれる方々、また農薬・化学肥料の5割減に加えてカバークロープ等の技術導入をされる方々が支援の対象となっています。

島根県としても独自に、有機農業にチャレンジされる方等への支援も行っています。環境に配慮した農業の輪を着実に広げていくため、今後も各事業を行ってまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

島根県農畜産振興課有機農業グループ

※平成23年度で先進的営農活動支援交付金は終了します。

環境保全型農業に取り組んでみようと思われる方は、各市町村へお問い合わせください。

★今月の予定★

6日(日)	農地・水保全管理支払交付金 取り組み組織説明会(安来市)
13日(月)	島根県農地・水・環境保全協議会 総会
14日(火)	平成23年度島根県農地・水・環境保全向上対策検討委員会(第三者委員会)



ちょっと一息
おたよりコーナー

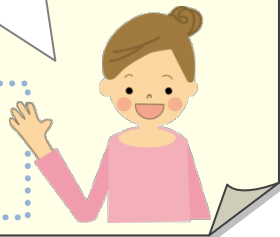
きさ
吉佐町 歴史の1ページを農地・水の活動が飾る
吉佐環境保全組合(安来市)

吉佐環境保全組合では、農地・水5年間の活動と吉佐町の歴史を「吉佐のふるさと探訪」として取りまとめて全戸配布しました。

この冊子には、明治以前から先人が築き上げた吉佐の「生活の源」である農業用水ため池の拡張工事の歴史等も紹介しています。古來からの農地環境を守り、次世代に継承し活力ある地域再生に願いを込めて活動している私たちの姿を巻末に記載しました。



以前に、江戸時代参勤交代で大名行列が通った街道を、農地・水の活動で補修された事をお聞きしました。吉佐町の歴史ある農村風景・施設を守っていく活動をこれからも続けてください。



【投稿規定】

郵便番号、住所、氏名、電話番号、組織の方ならば活動組織名を明記。
郵便、ファックス、メール、電話での投稿。次号への掲載は、前月20日ころまでに必着。
宛先は、〒690-0876 松江市黒田町432-1 水土里ネット島根「おたよりコーナー」係。
FAX番号(0852)24-0848、電子メール shigenhozen@shimanedoren.or.jp

～担当者の声～

1月29日(日)、農地・水の5年間の活動を締めくくる自主施工での水路補修等の活動を20人程の有志で行いました。小さな集落ですが、大小3台のバックホーや2トンドンプ・発電機などを使う本格的な活動です。作業は4班に分かれ、それぞれ熟練の技術者の指導のもと、皆で協力しながら補修を行いました。作業の後には、「次期対策もぜひやろう」などと反省会を行い、「地域の資源(財産)は一人一人」とつくづく感じた一日でした。(協議会 A)

～農地・水保全管理支払交付金に関することは！～

◆島根県農地・水・環境保全協議会まで

〔事務局〕水土里ネット島根 Tel 0852-32-4141 Fax 0852-24-0848

<http://www.nouchimizu-shimane.jp>

◆島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ(共同・向上活動) Tel 0852-22-6262

〃 農畜産振興課有機農業グループ(営農活動) Tel 0852-22-6477

http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/

◆又は県内各農林振興センター、最寄りの各市町村担当課までお問い合わせ下さい。



自然環境を守る会川平
(江津市)